

有価証券の時価評価とはどういうことか

石川 雅之

1. はじめに

近年会計ビッグバンとか会計革命という言葉が頻繁に使われています。これは会計が従来とは大きく異なったものとなるということです。新聞等では会計革命によって日本企業の会計がグローバルなものになるとか、国際標準に近づくとか言われています。また、会計革命によって危ない企業があぶりだされるというようなことも言われています。では、どのような点で会計が大きく変わるのでしょうか。その一つとして時価評価の導入をあげることができます。

これまでの会計が時価評価を基本とするものでなかったことはまちがいありません。このことは日本の会計にかぎったことではありません。しばしば日本の会計は時価主義ではないが、アメリカをはじめとする諸外国は時価主義だなどということがいわれましたが、諸外国でも時価評価を導入するようになったのは近年のことです。また、時価評価を採用しているからといって、時価主義であるとはいえません。時価主義と時価評価はまったく同義なのではありません。

時価評価とは貸借対照表に記載される資産や負債の価額を時価で記載することです。時価評価の対象となりうるものは、商品、有価証券、債権、デリバティブ等の金融商品、土地、建物などさまざまなものが考えられます。近年の時価評価導入の世界的な潮流のなかでは、時価評価の対象とすべき項目としてさまざまなものが取り上げられていますが、当初時価評価の対象とされたのは有価証券やデリバティブ等の金融商品でした。

以下では、有価証券の評価に的を絞って時価評価とはどういうことかについて説明します。

2. 有価証券の会計処理

まず、従来の原価主義会計の枠内での有価証券の会計処理についてですが、簿記の手続き上、株式や債券を購入した場合、取得に要した価額で有価証券勘定に記録します。たとえば東京証券取引所一部上場のA社の株式を@¥150で10,000株購入したとすれば、有価証券勘定に¥1,500,000と記入されることとなります。原価主義と呼ばれる従来の方法では、期末になってA社株式の時価が変動しても、有価証券は¥1,500,000のまま貸借対照表に記載されます。

ただし、原価主義といっても、まったく時価を考慮しないわけではありません。相場のある株式の場合（相場があるとは、市場での取引価額が明確であるということです）、相場会社等の株式や債券と考えてよいでしょう。）、原価主義の枠内でも低価法といって、

期末に時価が値下がりした場合に、有価証券の貸借対照表価額を時価まで引き下げることが認められています。たとえば、期末にA社株式の時価が1株¥130に値下がりしていただきます。この場合、A社株式の貸借対照表価額を¥1,300,000に引き下げることになります。その際、取得価額と期末時価との差額である¥200,000は有価証券評価損という項目で当期の損失として処理されます。

では、逆に期末にA社株式の時価が1株¥180に値上がりしていた場合にはどうなるのでしょうか。低価法の場合、A社株式の貸借対照表価額を¥1,800,000に引き上げることはできません。つまり、低価法では、時価が原価を下回った場合にのみ、貸借対照表価額を変更することができるのです。そのため、しばしばこのような会計方法を時価以下主義とよびます。

この低価法を採用するかどうかは、企業の任意で、時価がどのように変わろうとも原価のまま記載し続ける原価法を選択することもできます。ただ、商法の規定により、時価が著しく下落し、かつ回復の見込みがないと思われる場合には、貸借対照表価額を時価まで切り下げなければならないことになっています。

たとえば、期末にA社株式の時価が1株¥60まで下落し、しかも今後株価の値上がりが期待できない場合には、A社株式の貸借対照表価額を¥600,000に切り下げるとともに、取得価額と期末時価との差額¥900,000を損失として処理しなければなりません。この処理は企業の任意ではなく、必ず行わなければならないことになっており、強制低価法ともいえます。もっとも、著しい下落とはどの程度であるのかということや、回復の見込みの有無は必ずしも客観的ではありません。ですが、通常、取得価額の2分の1以下まで下落した場合に著しい下落と考えられています。

3. 原価主義の根拠

では、なぜ上に述べたような原価主義が採用され、時価評価は採用されてこなかったのでしょうか。それは収益の確実性に関係しています。つまり、1株¥150で購入した株の期末時価が¥180になっていたとしても、いざその株を売却しようとしたときに果たして¥180で売却できるかどうかは確実ではありません。もしかすると、一度は¥180まで値上がりしたとしても、その後暴落して¥100になってしまうかもしれないのです。¥100に値下がりすれば利益どころか損失が発生することになります。

利益はやがて配当や社内留保という形で処分されることになりますが、¥180まで値上がりした時点で¥30の利益を認識し、配当等の形で処分してしまったとしましょう。もしもその株が取得した時点の価額である¥150でしか売却できなかったとすると、利益はまったく出ないことになりますが、利益処分という形ですでに¥30の財産が社外に流出してしまっていますから、その分だけ会社の資本が失われることになってしまいます。

見込みだけで収益を計上するとこのような不都合が生じてしまうことにもなりかねませ

ん。そこで、収益の認識は実際に売却がなされた時点で行うことが求められたわけです。では低価法のように損失を早めに認識することはどうなのでしょう。低価法も期末時価に基づいて損失を見込み計上するわけですから、不確実という点では収益の計上と変わるところはありません。ですが、損失の計上の場合には、利益処分による財産の社外流出はありませんから、実質的な被害はないわけです。むしろ、最悪の場合に備える形になりますから、堅実な方法であるとさえ考えられてきました。

4. 原価主義の問題点

原価主義にも問題がないわけではありません。それは、時価と原価が乖離するという点です。上に述べたように、時価が原価を著しく下回った場合には低価法が適用されることになっていますが、必ずしも低価法が厳密に適用されてきたとはいえません。また、強制低価法の適用が、時価が原価の2分の1以下になった場合であるとすると、時価が原価の6割程度に下落した場合には、低価法の適用は強制的ではなく、企業の任意ということになります。保有している有価証券が多ければ、時価が原価の6割程度に下落した場合であっても、実質的に相当な額の損失が発生していることとなります。

仮に、1億円の資産を保有している企業があったとし、そのうちの5,000万円が有価証券であったとしましょう。この有価証券の時価が下落し、期末の時価が3,000万円になったとすると、実質2,000万円の損失が生じたこととなります。総資産のうち2割も資産がなくなってしまったこととなります。しかし、企業が低価法の適用を選択しない限り、この損失は表面化せず、貸借対照表には、資産が1億円と表示されることになってしまいます。

また、これとは逆に5,000万円で購入した有価証券の時価が5億円になっているとしたらどうでしょうか。はるか昔に購入した有価証券の時価が100倍以上になっているというケースも決して珍しいものではありません。もし時価が原価の何倍にもなっている場合には、業績が不振になっても有価証券の売却によって自由に利益を出せることとなります。たとえば、5,000万円で購入した有価証券の時価が5億円になっている場合には、この有価証券を売却することによって4億5,000万円もの利益が計上されることとなります。このように資産の時価が取得価額よりも高くなっている場合、その差額を含み益といい、原価主義のもとでは売却を通じて含み益を計上する益出しが可能となります。

不況が続く中、日本の企業の多くがこのような方法によって利益を計上してきました。そのため、計算上利益が出ていても本業は大赤字である場合も多々あるわけです。では、このような方法に何か問題があるのでしょうか。5,000万円で購入したものを5億円で売却したのだから4億5,000万円の利益が出るのはあたりまえではないか、何か問題があるとでもいうのか、と思われるかたもいるのではないのでしょうか。

この問題点は、原価と時価が乖離した有価証券の売却によって好きなだけ利益調整が可

能であるという点にあるわけですが、企業の財政状態が実質的に変化しないのに計算上多額の利益が計上されうるといふ点も問題とされます。それは、5,000 万円で取得した有価証券を5億円で売却するとともに、即座に5億円で買い戻す場合です。この場合、実際には現金の動きも有価証券の動きもなく、実質的に企業の資産内容に変化はまったくありません。したがって、計算上4億5,000 万円の利益が出ていながら、企業の財政はまったく潤っていないということもありえるわけです。

実際、多くの企業が売り注文と買い注文を同時に出すということを行ってきました。そのようなケースでは、5,000 万円で取得した有価証券を5億円で売却するといつても、売る相手は自分自身であるということになります。このような取引をクロス取引といいます。さすがにこの方法は不適当と考えられています。

このように、原価主義はともすれば益出しや損失隠しを助長することにもなりかねないわけです。したがって、原価主義によって作成された財務諸表では企業の利害関係者に正確な企業情報が伝わらないこともありうるわけです。

5. 原価評価と業績評価

有価証券を時価で評価すべきとする根拠の一つに、時価で評価するほうが、企業の業績を適切に反映する、という考え方があります。というのは、1株¥150で購入した株の期末の時価が1株¥180になっていたとするならば、経営者の財産運用がうまくいった成果としてその期間に1株あたり¥30の利益が得られたのであり、反対に1株¥100に値下がりしたとすれば、それは経営者の財産運用がうまくいかなかったためにその期間に1株あたり¥50の損失が生じたのだと考えられるからです。つまり、有価証券を購入し、そしてその有価証券をどの時点で売却するのか、あるいは保有し続けるのかは経営者の自由である以上、各会計期間ごとに企業経営の成果として把握すべきであると考えられるわけです。

たとえば、ある会社の株を1株あたり¥150で購入したとします。このこと自体の意思決定もその巧拙が問われます。つまり他社の株を購入するという選択肢もあれば株を購入しないという選択肢もありえたわけです。その後、この株が1株あたり¥160に値上がりしたとします。その時点で売却するというのも一つの意味決定ですが、さらに保有していれば1株あたり¥170に値上がりするかもしれませんし、逆にまた1株あたり¥150に戻ってしまうかもしれません。そこで先をどのように読むかによって意思決定が行われるわけです。もし1株あたり¥150に戻ってしまい、利益を得る機会を逃してしまったとしたら、まずい意思決定が成されたということになるでしょう。逆に保有し続けもっと高い値段で売却できたとすれば、保有し続けるという意思決定がよかったということになるでしょう。しかし、原価で評価し続けるかぎり、それぞれの時点での意思決定の良し悪しは会計上認識されないことになってしまいます。

もっとも、時価評価が必ずしも意思決定の良し悪しをうまく評価できるとは限りません。

たとえば、数ヶ月後に1株あたり¥160になるだろうとの予測のもとに、ある株を期末間近に1株あたり¥150で購入し、実際に数ヶ月後に1株あたり¥160で売却できたとします。ところが、購入直後である期末にたまたま1株あたり¥145に値下がりしたとします。しかし、購入直後に一時値下がりするであろうということは、予測済みであったとします。この場合、その株を購入するという意思決定は良い結果をもたらしたことになりますが、時価で評価すると、その株を購入した期間には1株あたり¥5の損失が認識されることになり、まづい意思決定を行ったかのように受け取られてしまう危険性もあるわけです。とすれば、時価評価が必ずしも意思決定の良し悪しをうまく評価できるとはいえないことになります。

6. 有価証券の保有目的と評価

企業業績の評価という観点からは原価評価よりも時価評価のほうが経営者にシビアな評価をすることになります。余剰資金の運用として株を購入した場合はそれでもよいかもしれませんが、株などの有価証券を購入する目的は余剰資金を運用するためだけではありません。取引関係や資本関係を樹立するための株保有もありえます。平たく言えば、株の売買で儲けようとは思ってもいない場合があるということです。

A社は〇〇企業グループの一員であるとか、B社は〇〇企業系列である、といったように企業グループとか系列という言葉を目にするがありますが、そうした企業同士の関係を築くために株を保有するということがあります。子会社とか関連会社という言葉もよく耳にしますが、これなどは株の保有なくしてはありえません。

そうした企業と企業との密接な関係を築くために保有される株であれば、時価がどのように変わろうとも、通常、売却されることはありません。株を売買することではなく、株を保有することこそが目的だからです。とすれば、そのような目的で所有する株の時価が上がろうと下ろうと企業の業績とは切り離して考えるべきということになります。それゆえ、そのようないわば保有目的の株と売買目的の株を同列で扱ってもよいものかという疑問が生じます。たとえば、本業は順調であるにもかかわらず、資本関係を築くことを目的に所有している株の時価が値下がりしたために、企業経営がうまくいっていないと判断されたのでは経営者としてはたまったものではありません。

7. おわりに

世界的な会計変革の流れは時価評価を重視する傾向にあります。ただし、必ずしも時価主義会計への全面的な移行が叫ばれているわけではありません。原価主義を基調としつつ部分的に時価評価を採り入れていこうというのが、現在の状況です。とはいえ、時価評価を大幅に採り入れる方向に向かっており、今後さらに企業会計が大きく変わる可能性があります。